

施設分類ごとの再配置方針について

1 現状と課題の整理

I 地域の現状と課題

本市の状況(令和6年3月3日開催 行政改革推進委員会開催説明資料)及び市民意識調査などから整理

・本市の人口は2025年をピークに2050年には約5%の減少が見込まれる(R5 社会保障・人口問題研究所推計)ことから、公共施設の総量縮減について検討が必要な一方、魅力的な公共施設を整備することで、人口減少に歯止めをかけることも必要です。

・2050年には65歳以上の人口が全人口の3割を超えるなど、年齢構成も変化することから、社会情勢や市民ニーズの変化に対応することが必要です。

・市全域における人口密度は約47人/haと高い値となっていますが、人口減少が進む中、現状の人口密度を維持することは難しく、集約型都市構造の構築による、メリハリのある都市づくりを進めるため、公共施設についても都市機能誘導区域を中心とした再配置の検討が必要です。

・市街化区域のうち約9割がすでに都市的土地利用となっており、新たなまとまった土地利用が難しいことから、現在利用している公共施設用地については、効果的な利活用や跡地利用について検討が必要です。

・歳出のうち約5割が義務的経費に充てられており、今後も義務的経費の増加が見込まれるなかで、公共施設の維持管理や更新に充てられる投資的経費には限りがあることから、効率的に施設を維持していくためにも、計画的に維持管理費の平準化を図る必要があります。

・地方債残高は減少傾向であるものの、今後も公共施設の大規模修繕等が必要となってくるため計画的な起債計画が必要です。

・公共施設における借地の割合が高いため、長期的な視点での土地取得及び返還の検討が必要です。

・北名古屋市の公共施設が「充実している・どちらかという充実している」と感じている方は全体の約3割であり、「不足している・どちらかという不足している」と感じている方は全体の約6割となっていることから、市民ニーズに対応しきれていないことや公共施設に関する情報発信が不足していることが想定されます。

・公共施設を民間活力を活用して運営することを「推進すべき」と思っている方は全体の約5割であり、「推進すべきでない」と思っている方は約

2割、「わからない」と回答した方は約3割となっており、民間活力導入によるサービス充実や施設の魅力向上、効率の良い運営を期待する意見が見られたことから、公共施設としてのサービスを維持しつつ、積極的な民間活力の導入検討が必要です。

・北名古屋市の公共施設に対する印象として一番多いのは「設備が古い・充実していない」であり、全体の約5割の方が感じていることから、市民ニーズに対応した設備の更新が必要です。

Ⅱ 施設分類ごとの現状と課題

施設の現状整理や施設利用状況調査から整理

【建物系施設】

(資料1)類似団体における施設分類ごとの施設保有状況

(資料2)各施設の設置目的や利用状況

(資料3)施設分類ごとの現状や課題

【空地系施設】

(資料4)類似団体における施設分類ごとの施設保有状況

(資料5)各施設の設置目的や利用状況

※空地系施設の現状と課題については本文中で整理

2 再配置方針

I 基本方針

【(総合管理計画より抜粋)公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針】

統合や廃止の推進方針

・公共施設に関しては、市民ニーズの変化などに対応し、施設の複合化や統廃合、用途変更などを行い、身の丈に合った施設規模へと施設総量の適正化・スリム化に努め、トータルコストの縮減に努めます。

・民間への譲渡・売却や、民間のノウハウ・資金などを活用するPPP/PFIの民間活力の導入を検討します。

※PPPとは、公共事業を公共と民間が連携して行うスキームのことであり、PFIもそのうちの一つの手法となります。また、PFIとは、民間が主体となり、民間の資金やノウハウを活用して公共事業に取り組む手法です。

【公共施設再配置の基本方針】

本市のめざすまちの姿は、「健康快適都市」であり、市民の誰もが快適な生活環境の中で心も体も健康でいきいきと安心して暮らし続けることができるまちです。

本市は 2 町が合併した際にそれぞれで整備された公共施設の多くを維持・活用しており、維持管理に掛かる財政的な負担は大きく、総量縮減などを進める必要があるものの、一方では市民のサービスや高い利便性を維持してきました。

今後は、人口減少・少子高齢化が進む中、特に子育て世代などの若い世代に住みたい・住み続けたいと思っただき、選ばれるまちづくりを進めるため、施設面だけではなく機能面からも公共施設の適正化を進める必要があります。

そこで、公共施設再配置の基本方針として、

- ①本市の強みを生かした子育て世代に魅力ある施設
- ②地域・多世代間での交流をうながす複合的な機能
- ③既存公共施設の時代ニーズに合わせたり・デザイン
- ④公共施設を中心としたコンパクト&ネットワークの形成

を位置づけ、持続可能な市民サービスを提供するための「公共施設の総量縮減」と「市民サービスの維持・向上」の両立を目指し、公共施設の再配置に取り組んでいきます。

Ⅱ 施設分類ごとの再配置方針(建物系施設)

(再配置の手法について)

再配置の手法	手法の説明	イメージ	
		施設	サービス・機能 廃止又は移転先
		再配置前	再配置後
集約化	類似するサービス・機能を1つの施設に集める。 ※集約化後の施設(施設A2)については、廃止又は他施設からの移転先とする。	施設A1 施設A2	施設A
複合化	異なるサービス・機能を1つの施設に集める。 ※複合化後の施設(施設B)については、廃止又は他施設からの移転先とする。	施設A 施設B	施設A&B
更新	計画的に大規模改造・長寿命化改修を行うことで建物の劣化進行を遅らせ、建物の耐用年数を延ばす。	施設A	施設A 耐用年数延長
移転	サービス・機能を他の施設へ移転する。	施設A	施設A
廃止	サービス・機能又は施設を廃止する。	施設A	施設A
整備	新しくサービス・機能又は施設をつくる。		施設A

○行政系施設

- ・庁舎については、「北名古屋市庁舎のあり方検討委員会」での議論を踏まえ、施設の更新又は集約化を実施します。
- ・鍛冶ヶ色倉庫については、行政文書のデジタル化の取り組みを推進し、施設の更新は行わず、廃止を検討します。
- ・消防団関連施設については、現状の施設の改築又は更新を進めます。
- ・環境塵芥倉庫及び環境保全センターについては施設の老朽化が進むことから、機能を集約し、施設についても集約化又は移転を検討します。

○市民文化系施設

・文化勤労会館は本市唯一の大規模集会施設であることから、今後も施設は維持し、設備の更新を進めます。また、社会情勢の変化や市民ニーズに合わせた機能のリニューアルについて、民間活力の導入も視野に入れながら検討します。

・公民館等の集会施設については、地域の維持管理の負担を軽減しつつ、多くの市民が利用できるような運営体制について、地域の方と意見交換を行いながら検討を進めます。

○子育て支援系施設

・子育て支援系施設については、類似団体と比較しても施設数が充実しており、人口を維持するためにもこの強みを維持する必要があります。また、今後は共生の社会づくりや多世代との交流を促進するため、複合的な施設の整備も検討します。

・保育所については、保育の受け皿として総量は維持しつつ、施設の更新及び集約化の検討を行います。また、施設の更新・集約化にあわせて、公設公営・公設民営・民設民営といった運営手法についても検討を行います。

・児童発達支援事業所については、民間施設とのバランスも踏まえ施設の集約化を検討しますが、公共として実施すべき機能(事業)については維持します。

・児童館については多くが借地に立地し、施設の老朽化も進むことから、今後も現在の施設数を維持し、こどもの居場所を確保するために学校施設内への集約化・複合化を進めます。

・児童クラブについては、市民ニーズへの対応のため機能は維持します。ただし、施設については、学校施設を地域の交流拠点として整備を進める中で複合化などの検討を進めます。

○保健・福祉系施設

・保健・福祉系施設については、今後も市民ニーズは高いことが想定されることから、機能は維持します。また、老朽化した施設については、複合的な施設として整備を検討します。

・健康ドームについては、現在の利用状況などを踏まえ、今後も施設は維

持し、設備の更新を進めます。また、社会情勢の変化や市民ニーズに合わせた機能のリニューアルについて、民間活力の導入も視野に入れながら検討します。特に現在活用されていない、旧入浴施設の跡地については子育て支援系施設や福祉系施設の整備を検討し、魅力的な複合施設を目指します。

・総合福祉センターもえの丘は、利用状況や社会福祉協議会の活動拠点となっていることを踏まえ、当面機能は維持しますが、施設のデザイン性が高く複雑な構造となっており、更新に多額の費用が掛かり、修繕等も行えなくなる可能性があることから、施設の更新は行いません。施設の更新が必要となる時期までには、機能の移転又は複合化を検討します。

・社会福祉施設である陽だまりハウスは、指定管理者の独自事業として、一人親支援や高齢者の居場所づくりなどの事業が実施されているものの、貸館としての自由な利用が主となっています。また、借地に立地しており多額の維持コストがかかっています。今後は施設の設置目的などを整理したうえで、民間事業者への移管や複合化の検討を行います。

・回想法センターについては、今後も回想法の普及・情報発信のために施設・機能は維持します。また、旧加藤家住宅とともに、より多くの方に訪れていただけるよう、有効な運営方法の検討を行います。

・憩いの家及び高齢者活動センターについては、施設の老朽化が進み、借地に立地していることから、子育て支援系施設や学校教育系施設などとの複合的な施設として整備を検討します。

○社会教育系施設

・図書館・歴史民俗資料館については、利用者も多く、現状は施設の健全度も高いことから、施設・機能を維持します。ただし、図書館については主に市民向け施設である一方、歴史民俗資料館は観光集客という面を持つことから、施設の更新が必要となる時期までには、それぞれ適した立地条件での複合化又は整備を検討します。

・旧加藤家住宅については、国登録有形文化財であり、その歴史的価値を将来に継承するため、適切に維持管理するとともに、より多くの方に訪れていただけるよう、有効な運営方法の検討を行います。

○スポーツ・レクリエーション系施設

・スポーツ・レクリエーション系施設については、社会情勢の変化や利用

者のニーズに合わせた、機能のリニューアルや運営方法の変更などの検討を行います。

・ジャンボプールについては、施設の更新が必要となる時期までには、名古屋衛生組合が管理・運営する温水プールに機能を集約化します。また、跡地については周辺の公共施設と連携したスポーツ・レクリエーションの機能を持った施設として、民間活力の導入を視野に入れた整備を検討します。

・総合体育館については、現在の利用状況などを踏まえ、施設・機能を維持します。また、施設については大規模修繕を行っていますが、今後施設の更新が必要となる時期までには、機能の集約又は移転を検討します。

○学校教育系施設

・小中学校の学校施設については、概ね 10 年後には具体的な統廃合の方向性をまとめられるよう、市民や関係者の意見を聞きながら将来的なあり方について検討をはじめます。

・小学校のプールの老朽化に合わせ、水泳授業の民間委託を進めていきます。プール跡地については、学校施設を地域の交流拠点とするため、子育て支援系施設や保健・福祉系施設の集約・複合化の検討を行います。

・給食センターについては、今後も適切に運営・維持ができるよう、包括的な業務委託を導入し、維持管理についても民間活力の導入を検討します。

○その他

・西春駅防犯センターについては、設置された経緯を踏まえつつ、より効果的な運用方法の検討を行います。

・西春駅東口地下自転車駐車場については、施設の更新が必要となる時期までには、民間事業者による整備や機能の移転を検討します。

・西春駅西公衆便所については、適切に維持しますが、施設の更新が必要となる時期までには廃止を検討します。

Ⅲ 施設分類ごとの再配置方針(空地系施設)

【施設分類及び対象施設】

○空地系施設をさらに2つの大分類に分類する。

公園系施設:不特定多数の人が自由に使える施設。

体育系施設:種目や使用対象・時間などが限定されている施設。

	施設分類	内訳	所管課
公園系施設	都市公園	16箇所	施設管理課
	児童遊園	86箇所	施設管理課
	その他	文化の森	生涯学習課
		薬師寺水辺公園	施設管理課
		ポケットパーク 10箇所	施設管理課
		親水広場(高台、高台北、高台南), 西新町広場	施設管理課
体育系施設	運動広場	9箇所	スポーツ課
	総合運動広場		スポーツ課
	ソフトボール球場		スポーツ課
	親水運動広場		スポーツ課
	新川東部浄化センターサッカー広場		スポーツ課
	ゲートボール場	東部、西部	高齢福祉課
その他	小学校	小学校グラウンド開放	スポーツ課

○整備予定施設

都市計画などに位置付けられた今後整備予定の施設は以下のとおり。

- ・沖村西部土地区画整理区域内公園(六反公園、舟附公園)(約 1ha)
- ・沖村西部土地区画整理地内調整池におけるスポーツ施設(約 2ha)
- ・鹿田中央公園(約 1ha)
- ・能田中央公園(拡大)
- ・石橋地区計画内公園(約 2000 m²)

●公園系施設の基本方針

公園系施設には、都市公園のように法律及び条例に基づき、その目的や管理について明確に規定されているものがある一方、児童遊園やその他の施設のように条例等に基づき設置されているものの、過去の様々な事情や要因により、現在は施設の目的や機能があいまいになっていたり、十分に機能を発揮できていない施設が一部見られます。

今後は、出来る限り法律などに根拠を持つ施設として、その目的や機能を明確にして管理できるよう、施設の位置づけを見直します。またそのことにより、長寿命化改修などに掛かる経費について、国や県の財政支援が受けられるよう、計画的な維持・管理の体制を整えていきます。

○都市公園

都市公園法に基づき設置されており、法及び条例に設置基準が示されています。

- ・市民ニーズは大変高いものの、本市は市民一人当たりの都市公園面積が愛知県内の市で最下位であり、今後も新たな施設を計画的に整備する必要があります。
- ・整備及び維持管理については、国や県の補助金などを有効に活用しつつ、PFI 手法による整備や包括管理委託の導入など、維持管理基準の平準化や業務効率化を目指します。
- ・現状の施設については適切に維持し、廃止の検討は行いません。

○児童遊園

児童福祉法に基づく児童遊園とは異なり、市の条例に基づき独自に整備された施設です。整備された経緯や事情は様々であり、現在の利用用途(機能)も、小学生通学団の集合場所や資源回収など多岐にわたっています。

法律に基づかない現状の施設の位置づけでは、維持管理に関する有利な財源がほとんどなく、現状の施設を今のまま維持し続けるのは困難です。

- ・各施設の現状を把握し、利用用途の整理・将来的な必要性を評価するため評価指標を設定し、総量の縮減を進めます。
- ・また、今後は都市公園などの法的な位置づけのある施設として適切

に維持していくことを検討します。

○文化の森

市の条例に基づき整備された広場であり、隣接する文化勤労会館などと合わせて地域の拠点として活用されています。また、大規模災害時の救援部隊活動拠点として位置付けられています。

・緑の基本計画で緑化重点地区にも指定されており、隣接する文化勤労会館とともに、施設は適切に維持しつつ、市民ニーズや社会情勢の変化に対応した機能のリニューアルについて、民間活力の導入も視野に入れて検討します。

○薬師寺水辺公園

五条川の河川改修用地を利用した暫定的な広場として整備されています。

・河川用地を愛知県から占用しており、ほかの用途としての利用は難しいことから、本区間の河川改修工事が事業化されるまでは、適切に維持します。

○ポケットパーク

道路拡幅工事にあわせ、地域の交流や景観を保つために設置されました。

・道路付帯施設として管理されていることや施設の規模・形状から他の用途としての利用は難しいため、今後も適切に維持します。

・隣接地権者等からの取得希望があれば廃止を検討します。

○親水広場

河川改修工事にあわせ、地域の交流や景観を保つために設置されました。規模は 100～200 m²程度で、中江川沿いに近接して 3 箇所設置されています。

・現状の利用用途としては、児童遊園と大きく変わらないため、児童遊園と同様に各施設の現状を把握し、利用用途の整理・将来的な必要性を評価するため評価指標を設定し、総量の縮減を進めます。

・今後は都市公園などの法的な位置づけのある施設として維持してい

くことを検討します。

●体育系施設

体育系施設については、公式戦が行えるような特定種目専用の競技場はほとんどなく、小規模な運動広場等が整備されているのみとなっています。また、多くの施設が借地や公共事業用地に暫定的に整備され、将来的には使用できなくなる可能性があります。

一方、体育系施設における市民ニーズは多様化しており、新たなスポーツなども誕生する中、公共施設ですべてのニーズに対応することは困難です。

また、都市化が進んだ現在では、特に屋外種目の施設を整備するには、周囲の住民の理解が不可欠です。

今後は競技種目により、民間での整備が可能なものについては積極的に民間活力を導入するとともに、民間活力の導入が難しい種目については、既存の公共施設を有効に活用し市民ニーズに対応していきます。

○運動広場

市の条例に基づき整備された運動を行うための広場です。

整備当初から現在では周辺住環境が大きく変わり、騒音・振動などを配慮し、使用方法に一定の制限をかけています。

球技等を行うには面積が小さく、キャッチボール・パス練習・ボール遊びでの利用はできますが、野球・ソフトボール・サッカーなどでの利用はできません。

・当初の施設の目的である運動を行う場所を確保するため、学校のグラウンドなど代替機能を確保したうえで廃止を進めます。

・運動広場のうちグラウンドゴルフ場(専用)となっている施設については、体育系施設としてより有効な使用・運営方法などを検討したうえで維持します。

○総合運動広場

市民グラウンド(旧師勝町民グラウンド)の代替施設として、市の条例に基づき整備されました。呼称として「北名古屋稲葉篤紀ふるさと広場」が命名されています。

・本市には同種同規模の施設がほかにないことから、今後も適切に維持します。

・また、維持管理については民間活力の導入を検討します。

○ソフトボール球場

市の条例に基づき整備された施設です。企業より地域貢献活動の一環として、無償で土地をお借りして整備されています。ソフトボール、グラウンドゴルフ、ミニサッカー、軽運動、レクリエーション活動、地域イベントなどでの利用ができます。

・本市に同種同規模の施設がほかにないことから、今後も適切に維持します。

○親水運動広場

旧西春町民グラウンドであり、市の条例に基づき整備されています。

全体の 1/3 ほど(約 3,600 ㎡)が新川東部浄化センターの拡大用地(愛知県)で、県から許可を得て使用しています。残りの土地(約 6,200 ㎡)は市有地です。

ティーボール・サッカー(小学生以下)・ソフトボール(小学生以下)・グラウンドゴルフで利用できます。

・浄化センターの拡大工事により将来的には利用できなくなる可能性があります。現状の利用状況などを踏まえ、今後も適切に維持します。

・浄化センターの拡大に掛からない市有地については、公園やスポーツができる施設として整備を検討します。

○新川東部浄化センターサッカー場

市の条例に基づき整備された施設です。新川東部浄化センターの敷地の一部を、県から許可を得て使用しています。中学生以下のサッカーで利用できます。

・浄化センターの拡大工事により将来的には利用できなくなる可能性があります。現状の利用状況などを踏まえ、今後も適切に維持します。

○ゲートボール場

市の条例に基づき整備された施設です。

東部ゲートボール場については、過去に利用していた団体が利用しなくなり、現在は利用者がいません。

西部ゲートボール場は、憩いの家さかえ荘と隣接しています。

・東部ゲートボール場については、廃止し隣接する旧加藤家住宅及び回想法センターと連携した有効な利用方法を検討します。

・西部ゲートボール場については、さかえ荘の他施設との複合化に合わせ、他体育系施設への移転・集約化を検討します。

【参考】

児童遊園等における評価指標

※児童遊園、親水広場を併せて「児童遊園等」とする。

(利用状況)

・利用者数(平日)

・利用者数(休日)

(防災的な視点(一時避難場所))

・周辺建物数

・浸水想定区域

・雨水調整機能の有無

(自治会区としての配置)

・自治会区で児童遊園 1 箇所あたりの面積

(自治会内に 2 箇所以上ある場合のみ)

(小学校区として配置)

・小学校区での都市公園有無

・小学校区の 14 歳未満人口割合

(配置バランス)

・周辺の児童遊園等までの距離

(土地利用条件)

・市街化調整区域かどうか

(他機能の有無)

・集合場所、資源回収、防災無線、防火水槽の有無

(維持・管理経費)

・借地の有無

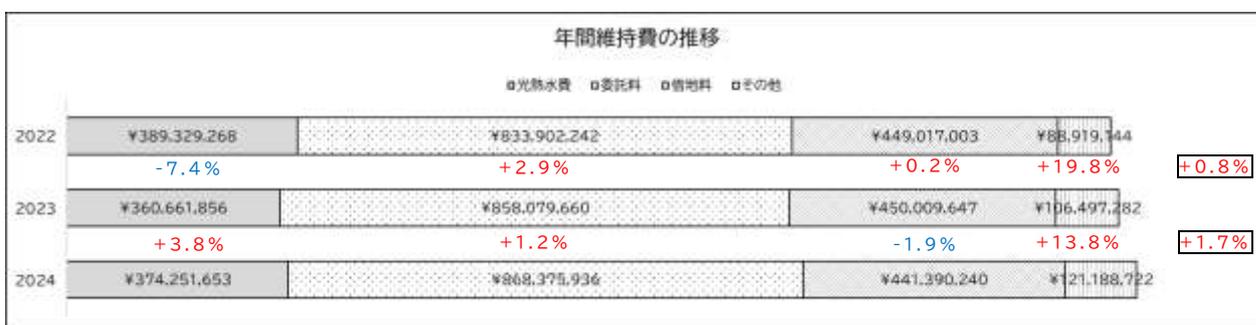
・管理協力者の有無

3 再配置計画における評価指標

将来にわたり持続可能な公共施設の運営のため、社会情勢の変化による急激な物価上昇や労働賃金の上昇などを踏まえ、公共施設の維持管理費の増加率を前年対比 2%程度に抑制する。

※年間維持管理費＝光熱水費・通信費、検査・修繕費、管理委託費、機器等賃貸料、借地料（土地取得費、施設改修・整備費は含まない。）

○近年の公共施設の維持管理費の推移



	光熱水費	委託料	借地料	その他	計
2022	¥389,329,268	¥833,902,242	¥449,017,003	¥88,919,144	1,761,167,657
2023	¥360,661,856	¥858,079,660	¥450,009,647	¥106,497,282	1,775,248,445
2024	¥374,251,653	¥868,375,936	¥441,390,240	¥121,188,722	1,805,206,551

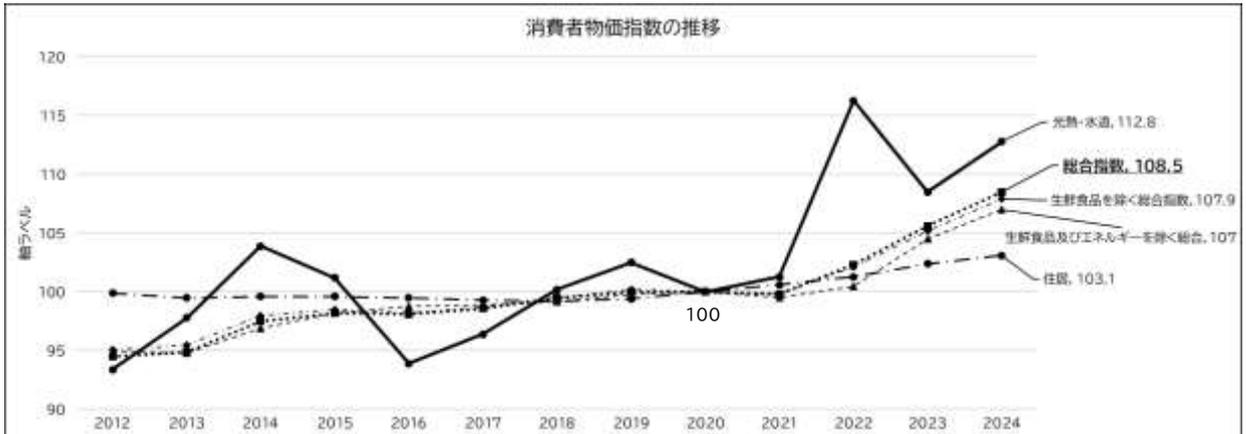
光熱水費のうち、電気料については 2023 年より電灯の LED 化を進めたことにより減少傾向、水道使用量については横ばい、ガス料については年ごとに大きく変動している。

委託料の大半は人件費であることから、人件費の高騰により委託料が増加していると考えられる。

借地料については、施設の廃止に伴う敷地の返還に伴い減少している。

その他の費目については通信費や検査・点検料、保険料などが含まれ、増加の原因は公共施設の LED 化のリース料となっている。

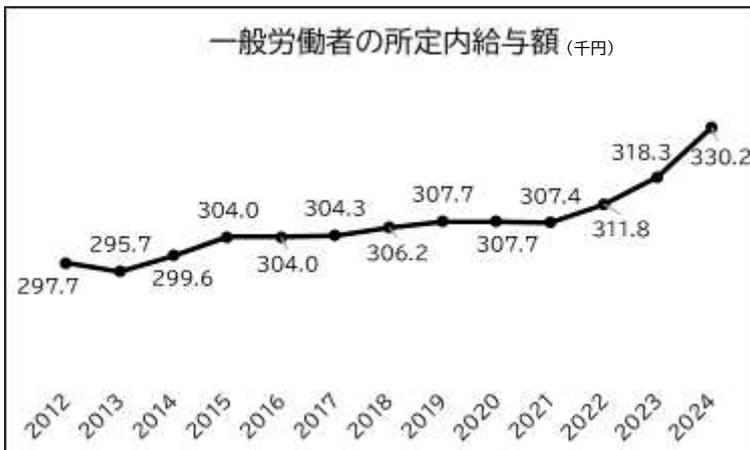
○近年の消費者物価指数の推移



(総務省統計局小売物価統計調査 2024)

総合指数については、2022 年以降急激な増加傾向となっており、2024 年は前年対比 2.7%の増加となっている。また、光熱・水道は変動が大きく、2021 年から 2022 年には 14.8%の増加となっている。

○近年の労働賃金の推移



(厚生労働省賃金構造基本統計調査 2024)

※「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額(①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

2012 年から 2020 年までは横ばい～微増傾向であったが、2021 年以降は急激な増加傾向となっており、2024 年は前年比 3.7%の増加となっている。

(参考:目標達成のためには)

- ・公共施設の総量縮減(廃止・統廃合、民間移管 など)
- ・省エネ性能の高い設備への更新、自動点灯装置の導入 など
- ・借地の解消(返還、取得)
- ・PPP を活用した施設整備や管理・運営及び指定管理者の導入
- ・点検・日常修繕の包括委託の導入